

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年6月26日（平成29年（行情）諮問第266号）及び同年9月28日（平成29年（行情）諮問第380号）

答申日：平成29年11月29日（平成29年度（行情）答申第354号及び同第355号）

事件名：予算委員会要求資料（特定期間に作成されたもの）の不開示決定（不存在）に関する件
予算委員会要求資料（特定期間に作成されたもの）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「予算委員会要求資料。＊対象は2017-00002で特定された以降に作成されたもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月9日付け情報公開第00364号及び同年9月6日付け同第00760号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

例えば2017-00002で特定された「2017-00002-0004.pdf」における幾つかの項目で「別途提出」とあり、これらは「別途提出」に該当する文書が存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、審査請求人が平成29年5月11日（以下「第1開示請求日」という。）付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分1を行い、同年8月5日（以下「第2開示請求日」という。）付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求番号2017-00002で特定された予算委員会要求資料の中で「別途提出」と掲載されている項目があり、「別途提出」に該当する文書が存在するはずであるとして、原処分の

取消しを求める旨の本件各審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件各審査請求の対象となる文書は、「予算委員会要求資料。＊対象は2017-00002で特定された以降に作成されたもの。」である。処分庁は、審査請求人が平成29年4月1日付けで行った開示請求2017-00002「予算委員会要求資料。＊対象は衆参両院及び各会派請求のもの。対象時期は今年。」（以下「別件開示請求」という。）に対して、同年5月8日付けで対象文書7件をいずれも開示とする決定を行った。本件対象文書は、別件開示請求で特定された対象文書の中で「別途提出」と記載されたもので、かつ審査請求人が本件各開示請求を行った時点までに作成されたものとなる。

3 原処分について

別件開示請求で特定された対象文書の中で「別途提出」と記載されていた資料については、審査請求人が本件各開示請求を行った時点でいずれも作成されていなかったため、不開示（不存在）としたものである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、別件開示請求で特定された予算委員会要求資料の中で「別途提出」と記載されていた資料が、別件開示請求日以降に作成されているものと推測し、存在するはずであるとして、原処分の取消しを求めている。

しかしながら、「別途提出」としていた資料については、別件開示請求の開示決定を行ってから、第1又は第2開示請求日までの間に作成されておらず、また衆参両院にも提出されていないため「不開示（不存在）」とするものであり、原処分は妥当なものである。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 平成29年6月26日 | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第266号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年9月28日 | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第380号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |

⑤ 同年11月27日

平成29年（行情）諮問第266号
及び同第380号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、「予算委員会要求資料。＊対象は2017-00002で特定された以降に作成されたもの。」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

審査請求人は、別件開示請求により開示を受けた文書に「別途提出」との記載があることを根拠に、本件対象文書が存在するはずである旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求にいう「予算委員会要求資料。＊対象は2017-00002で特定された以降に作成されたもの。」のうち、「2017-00002」とは、審査請求人に係る別件開示請求の開示請求番号である。

イ 別件開示請求に係る開示決定は、平成29年5月8日になされ、その時点で特定された行政文書は7文書である。このうち、「衆議院予算委員会要求資料（民進党・無所属クラブ―第1回提出分）」等の5文書の目次の文書名末尾に「別途提出」と記載されている。

ウ 処分庁は、上記5文書につき、衆議院への予算委員会要求資料提出期限までに提出準備が整わなかった資料について、目次欄の一部に「別途提出」と記載し、その後当該資料を作成して提出することを想定していたが、その後、第1又は第2開示請求日の時点において、「別途提出」と記載された資料を含め、予算委員会要求資料を作成していなかったため、本件対象文書は保有していない。

エ 念のため、本件各開示請求を受けた際、処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかったため、不存在につき不開示とする原処分を行った。また、本件各審査請求を受けた際も同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

（2）処分庁において、別件開示請求の開示請求日以降、第1又は第2開示請求日までの間に本件対象文書は作成しておらず、保有していない旨の諮問庁の上記（1）の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久